

尾張旭市非常勤職員（電話交換手） 勤務条件

| | |
|--------------------------------------|--|
| 任用予定人数 | 1名 |
| 任用期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行う可能性があります。ただし、その職が廃職になった場合はこの限りではありません。 |
| 応募資格 | 必要なし |
| 就業の場所 | 尾張旭市役所庁舎内 |
| 従事すべき業務の内容 | 電話取次ぎ業務、庁内アナウンス等 |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 始業・終業の時刻等 A勤務：8時30分から13時00分まで B勤務：12時00分から17時15分まで C勤務：8時30分から17時15分まで 1日の勤務時間…4時間30分、5時間15分、7時間45分 週間の勤務時間…20時間未満 2 休憩時間 60分（C勤務のみ） 3 所定労働時間外の有無 無し（災害等特殊な場合除く） |
| 勤務日 | 週4日程度（平日及び土・日・祝日を含むシフト勤務）、その他（選挙投票日：不定期 5時間（日曜日19時から24時まで電話対応）） |
| 休日 | 定例休 土・日・祝日 年末年始（12月29日から1月3日まで） |
| 年次有給休暇 | 7日（週の勤務日数によっては変動する場合有り。） 時間単位年休…有り |
| 報酬 | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本報酬 時間給 1,021円 2 諸手当の額 (1) 通勤費用弁償 距離や通勤方法に応じて支給されます。 (2) 期末手当 無し |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等 加入無し ・災害補償 公務上の災害（負傷または疾病）または通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができる。 |